金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第六十二条第三項	第四十二条第三項	第四十二条第三項（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令附則第十七条において準用する場合を含む。）
	又は再編強化法第二条第二項に規定する信用農水産業協同組合連合会	、再編強化法第二条第二項に規定する信用農水産業協同組合連合会又は再編強化法附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社
金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第六十二条第四項	銀行代理業者	銀行代理業者及び農業協同組合
金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第百十一条第一項第十二号	協同組織金融機関を	協同組織金融機関及び特定承継会社を
金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第百十八条第八号	信託会社	信託会社、特定承継会社

（他の命令の適用）

第四十一条　令附則第二十四条の主務省令で定める命令は、次のとおりとし、特定承継会社を銀行とみなして、第一号から第三十九号までに掲げる命令の規定を適用し、特定承継会社を信用農業協同組合連合会とみなして、第四十号から第五十九号までに掲げる命令の規定を適用する。

［一～五十八　略］

五十九　金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（第二十四条、第二十九条第九号及び第四十一条第一号に限る。）

2　令附則第二十四条の規定により前項各号に掲げる命令の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる命令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える命令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［略］		

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

（他の命令の適用）

第四十一条　令附則第二十四条の主務省令で定める命令は、次のとおりとし、特定承継会社を銀行とみなして、第一号から第三十九号までに掲げる命令の規定を適用し、特定承継会社を信用農業協同組合連合会とみなして、第四十号から第五十八号までに掲げる命令の規定を適用する。

［一～五十八　同上］

［号を加える。］

2　［同上］

読み替える命令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［同上］		